

# 令和5年第6回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年6月26日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時00分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：月岡 颯空							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	欠	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	欠
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和5年第6回農業委員会の総会を開会いたします。 出席委員は、13名中12名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、3番 長谷川委員、4番 四方田委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、月岡君を指名いたします。</p>
日程第2 第20号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第20号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、適正に管理されており、違反等は確認できませんでした。 申請地は新宿地内にある小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。 第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>長谷川委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われます。</p> <p>譲受人は本格的に就農することを考え、農機具や農業用資材等の保管場所として利用できる土地を探す中で、自宅に隣接する農地を所有する譲渡人に相談したところ、売買の話がまとまったため、申請地を農業用資材置場として使用する計画での申請となります。詳しくは6ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、譲受人の自宅には大きな倉庫がありますが、建設業を営む息子さんが作業場兼資材置場として利用しているため、農機具等を置くスペースは無いとのことでした。</p> <p>また、事業に要する資金については自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第20号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第20号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第21号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>佐藤委員</p>	<p>続きまして、日程第3に移ります。</p> <p>第21号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p> <p>本案件は令和4年8月の総会で審議し、令和4年9月に5条転用許可を受けました太陽光発電パネル設置の計画変更申請になります。</p> <p>先月の総会の報告事項で、「許可指令書の訂正願い」についてご報告しましたが、県の承認を得られなかったため、改めて計画変更申請の提出を求めたものです。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書8ページに記載のとおりです。申請地につきましては、9ページの位置図、10ページの案内図をご覧ください。</p> <p>計画変更の内容としましては、当初申請では土地の権利を所有権移転としていましたが、20年間の賃貸借契約に変更するものです。</p> <p>なお、太陽光パネルの設置工事は既に完成しており、新たな費用は発生しないとのことです。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>地区担当委員は私です。現地を見ましたが説明のとおり太陽光は完成していきまして、きれいに管理されていました。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>最初は所有権移転ということで、双方で話がまとまって申請して、その後に賃貸借に変わったということですが、私は議案ではなく報告で良いと思うのですがダメなのですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>変更の相談があった際に県の担当者にもお伝えしまして、許可後の訂正願いを出していただくということになったのですが、県の事務手続きの中で、訂正願いでは5条申請時の資金計画などの添付書類に不整合が生じるということで決裁が降りず認められなかったことから、改めて計画変更申請の提出をお願いしたものです。計画変更では委員会の意見を進達する必要がありますので、今回は議案として上程いたしました。</p>
	坂本委員	<p>確認ですが、計画変更前に太陽光は完成しているということですが、これは一旦撤去とかの話は無かったのですか。事前着工は絶対的に認められないと思うのですが、計画変更前に完成しているのは問題があるような気がします。たとえば顛末書のようなものを一筆貰うとかの対応はしないのですか。</p>
	事務局	<p>県の担当者とお話しした時は特にそのような指摘はありませんでした。設置については昨年9月に転用許可を受けてから着工していますし、配置計画に変更はないので問題ないのではないかと思います。変更申請書にも既に完成している旨の記載がありますので、進達の際に確認させていただきまして、追加資料等が必要であれば補正で対応したいと思います。</p>
	議 長	<p>ただいまの意見については県に確認していただくことにしまして、この案件について意見決定したいと思います。よろしいですか。</p>
	議 長	<p>〔「はい」の声〕  それでは採決に入ります。  第21号議案1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	議 長	<p>〔全員挙手〕  全員賛成ということで、第21号議案1番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項	議 長	<p>以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。          続きまして、協議・報告事項について事務局よりお願いします。</p>
その他	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地台帳登載申請について（大字池田）</li> </ul>
閉 会	議 長	<p>最後にその他になります。事務局よりお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況調査（農地パトロール）の実施について</li> <li>・第7回農業委員会総会について</li> </ul> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。          お疲れ様でした。</p>